

【担当ケアマネジャー用】

訪問リハビリ ご利用までの流れ

※お申し込み時の状況等により手続きの順番が入れ替わることがあります。



お問い合わせ・相談

受け入れ可能かどうかまずはお電話ください。

その際、ご利用者の氏名・年齢・住所・疾患名・要介護度などをお聞きします。



主治医の許可・診療情報提供書（初回）の依頼

主治医に利用許可をいただいてください。なお、主治医が蒲生医療センター以外の医院であれば、主治医から当センター宛に**訪問リハビリ診療情報提供書（初回）**をいただいください。**その際、必ず投薬情報の添付**も依頼してください。

※訪問リハビリ診療情報提供書（初回）は、当センターホームページからダウンロード可能です。在宅医療のページの訪問リハビリの項に専用ページへのボタンがあります。

※疾患・症状によっては血液・画像情報等の添付をお願いする場合があります。



利用申し込み・受診予約

ご利用にあたり心身の状況を確認できる以下の書類の準備をお願いします。

- ①主治医からの診療情報提供書（初回）※他院での診療中の場合。
- ②フェイスシート・退院サマリー等の利用者情報
- ③介護保険被保険者証・負担割合証のコピー
- ④リハビリを他所で受けられていた場合、サマリーをお願いする場合があります。

上記書類が準備できましたら（見込みでもOK）受診予約を行います。都合の良い曜日等をあらかじめご利用者にお聞きになりお伝えください。なお、来院がどうしても困難な場合、訪問診察や未診療減算での対応も可能ですのでご相談ください。

上記書類は、訪問リハビリ担当スタッフへお渡しください。※郵送可。

※当センターの受診歴がない場合、予約時に医療被保険者証の情報を聞き取る場合があります。



受診（外来受診・訪問診察）

予約した日に受診をお願いします。事業所医師が訪問リハビリの指示書を作成します。

医療被保険者証・お薬手帳を忘れずにお持ちいただくようお伝えください。

※訪問診察の場合、駐車スペースの確保とその場所の連絡をお願いします。

※付き添いがない場合、担当ケアマネジャーに同席をお願いする場合があります。

※訪問リハビリ継続中は、3ヶ月に一度の受診が必要になります。通常、初回受診時に次の予約をお取りします。



面談・契約・利用日の決定

ご利用者宅へお伺いし、心身状態や生活環境、ご希望等をお聞きし、サービス内容について説明を行います。了解が得られましたら契約を交わします。

ご利用日に関しては、事前に決めておくことも可能です。初回お問い合わせ時に空き状況をご確認ください。



サービス担当者会議・利用開始

利用開始日以前にサービス担当者会議の開催をお願いしております。通常、面談・契約と併せて行っております。

利用開始までに居宅サービス計画書・サービス提供票をお持ちください。

リハビリテーション計画書を作成し、その計画に準じてリハビリを実施していきます。

東近江市蒲生医療センター 指定訪問リハビリテーション事業所

担当理学療法士 杉澤輝彦 奥田重人 坂下郁美 TEL:0748-55-1175(代)